学外有識者会議

○:議長・委員長等(その委員会等の長)、□:副部門長、副本部長等

所 属	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備考
株式会社アオキ取締役会長	青木 豊彦	2020.4.1	2022.3.31	
弓削メディカルクリニック院長	雨森 正記	2020.4.1	2022.3.31	
東近江市長	小椋 正清	2020.4.1	2022.3.31	
滋賀県病院協会長	石川 浩三	2020.4.1	2022.3.31	
滋賀県薬剤師会会長	大原 整	2020.4.1	2022.3.31	
滋賀県医師会長	越智 眞一	2020.4.1	2022.3.31	
滋賀医科大学同窓会副会長・ 金子労働衛生コンサルタント事務所所 長	金子 均	2020.4.1	2022.3.31	
綾羽株式会社取締役社長	河本 英典	2020.4.1	2022.3.31	
長浜バイオ大学学長	蔡 晃植	2020.4.1	2022.3.31	
滋賀県看護協会会長	廣原 恵子	2020.4.1	2022.3.31	
滋賀県知事	三日月 大造	2020.4.1	2022.3.31	
京都大学理事	湊 長博	2020.4.1	2022.3.31	

第3条 学外有識者会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学その他の教育研究機関の職員 若干名
- (2) 本学の所在する地域の関係者 若干名
- (3) その他大学に関し広くかつ高い識見を有する者 若干名
- 2 前項各号の委員は、本学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が選考する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 学外有識者会議に議長を置き、委員の互選とする。

2 議長は、学外有識者会議の議事を進行する。